

# 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）に向けて 青森県内企業における取組事例をご紹介します



パートタイム・有期雇用労働法（令和3年4月全面施行）に基づき、同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）が求められています。同一労働同一賃金に取り組んでいる県内企業の取組内容をご紹介します。

	待遇	パートタイム労働者・有期雇用労働者と正社員との待遇差の改善状況	
		取組前	取組後
A社 (卸売業)	基本給	正社員もパート労働者・有期労働者ともに決定方法が不明確	全労働者について、令和2年より自己評価及び360度評価（部署や役職等の関係を取り払って様々な者からの評価）を基にした人事考課を取り入れている。 また、職務分析を行い業務レベルを数値化し、各職制における必要業務の達成状況を評価項目とし基本給を決定している。
	通勤手当	正社員のみを支給	パート労働者・有期労働者にも正社員と同一の通勤手当を支給。
B社 (製造業)	賞与	正社員のみを支給 支給目的：会社の利益分配、事業活動への貢献に対する謝礼	パート労働者・有期労働者にも支給。 正社員は夏冬合わせて基本給の4か月分支給。 パート労働者・有期労働者は、月平均所定労働日数×所定労働時間×時間給を基本月額とし、夏冬合わせて正社員同様4か月分を支給。
	慶弔見舞金	正社員のみを支給	パート労働者・有期労働者にも正社員と同一の慶弔見舞金を支給。
C社 (医療、福祉)	賞与	正社員のみを支給 支給目的：業務に対する慰労、勤務成績に対する評価	パート労働者・有期労働者にも支給。 正社員は夏冬合わせて基本給の4.3か月分支給。 パート労働者・有期労働者は冬のみの支給で職種に応じた一律の金額を支給（定型業務であり、正社員とは職務内容が異なるため支給割合が異なる。）。
	寒冷地手当	正社員のみを支給 支給目的：冬期間における暖房用燃料費等を補填するため	パート労働者・有期労働者にも支給。 正社員には、世帯主等の区分（A世帯主、B世帯主以外）に応じて支給。 パート労働者・有期労働者には正社員のB区分に対して支給する額を支給とした。
	慶弔休暇、夏季休暇	正社員のみに制度あり	パート労働者・有期労働者にも同一の付与日数の休暇を制度化した。
D社 (小売業)	通勤手当	正社員もパート労働者・有期労働者も支給要件は同じであるが、パート労働者・有期労働者に支給額の上限あり。	短時間・有期契約労働者、正社員ともに同一の上限とした。
	時間外労働手当	正社員の割増賃金率は3割5分、パート労働者・有期労働者の割増賃金率は2割5分。	パート労働者・有期労働者の割増賃金率を正社員と同一とした。

〔問い合わせ先〕

青森労働局雇用環境・均等室  
電話

017-734-4211

